

Ⅲ. 平成19年度環境省税制改正要望の概要

1 地球温暖化対策の加速化等

(1) 環境税等

ア 平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、国民・事業者の行動を環境負荷の小さなものへと変え、地球温暖化対策を加速するため、環境税の創設等、必要な税制上の措置を講ずること。

イ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行政改革推進法）に基づき、環境への影響に配慮し、エネルギー課税等環境負荷に関連する諸税の税率（暫定税率を含む。）の水準を維持すること。

また、道路特定財源の見直しの具体案の策定に際しては、一般財源化を図ることを前提に、その財源の一部を地球温暖化対策にも充てること。

(2) 省エネ住宅・建築物促進税制の創設【新規】（所得税・固定資産税）

省エネ住宅・建築物の新築・購入や省エネリフォームについて、以下の特例措置等を講じる。

ア 次世代省エネ基準に適合する住宅を新築・購入した場合、既設住宅において一定の省エネリフォーム（複装ガラスへの取り替え、二重窓等）を行った場合に、追加的に必要となった費用の10%を当該年度の所得税額から控除する。

イ 次世代省エネ基準に適合する住宅・建築物を新築・購入した場合、固定資産税を通常3年間2分の1となるところを5年間2分の1とし、既設住宅・建築物において一定の省エネリフォーム（複装ガラスへの取り替え、二重窓等）を行った場合に、固定資産税を3年間2分の1とする。

(3) バイオエタノール・バイオディーゼル関連税制の創設【新規】（揮発油税・地方道路税・軽油引取税）

バイオエタノールに係る揮発油税・地方道路税、バイオディーゼルに係る軽油引取税を非課税とする。

(4) 自動車の低公害化、低燃費化の推進

① 低公害車の取得に係る税率の軽減措置【延長】（自動車取得税）

低公害車の取得に係る自動車取得税の軽減措置について、軽減対象自動車に関し所要の見直しを行い、2年間延長する。

【現行措置】基本税率は、取得価格の5%（自家用車）又は3%（営業用及び軽自動車）とされており、また、以下の軽減措置がある。

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車	一律に2.7%軽減
ハイブリッドトラック・バス、燃料電池自動車	
ハイブリッド乗用車	一律に2.2%軽減

② 低公害車用燃料供給設備に係る課税標準の特例措置【延長】（固定資産税）

低公害車（電気自動車、天然ガス自動車及び燃料電池自動車）の燃料供給設備に係る固定資産税の課税標準を3年間3分の2とする措置を2年間延長する。

(5) 森林関連税制の延長・拡充

① 植林費の損金算入の特例措置【延長】（法人税）

森林施業計画に基づき、造林するための植林費は、その100分の35に相当する金額まで損金に算入できる特例措置を2年間延長する。

② 山林所得に係る森林計画特別控除措置【延長】（所得税）

森林施業計画に基づいて、山林の伐採又は譲渡をした場合にその20%相当額を所得から控除することができる特例措置を2年間延長する。

2 廃棄物・リサイクル対策の推進

(1) アスベスト含有廃棄物の無害化処理施設に係る課税標準の特例措置の創設【新規】（固定資産税）

アスベスト含有廃棄物の無害化処理施設に係る固定資産税の課税標準を6分の1とする特例措置を設ける。

(2) 食品リサイクル制度の見直しに伴う再商品化設備等に係る特例措置【拡充】（所得税・法人税・固定資産税）

食品リサイクル制度の見直しに伴い、再商品化設備等（食品循環資源再生利用設備）に係る特例措置を拡充する。

(3) 産業廃棄物処理用設備（高温焼却設備・ばい煙処理用装置）に係る特別償却措置【延長】（所得税・法人税）

産業廃棄物処理用設備（高温焼却設備・ばい煙処理用装置）の初年度100分の14の特別償却措置の適用期限を2年間延長する。

(4) PFI選定事業者が設置する一般廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置【延長】（不動産取得税・固定資産税・都市計画税）

PFI選定事業者が設置する一般廃棄物処理施設に係る以下の特例措置を2年間延長する。

- ア 不動産取得税：課税標準2分の1
- イ 固定資産税：家屋の課税標準2分の1、償却資産の課税標準4分の1
- ウ 都市計画税：課税標準2分の1

3 環境保全活動の推進

(1) 環境産業向けファンドへの投資優遇制度の創設【新規】（所得税・個人住民税）

環境誘発型ビジネスを行う企業や環境配慮の取組を行う企業への投資を行うものとして認定を受けた投資事業有限責任組合を通じて、中小企業の株式を取得した場合に、

- ア 所得税について、当該中小企業への投資額を同年度の他の株式の譲渡益から控除するとともに、
- イ 当該中小企業への投資から利益が生じた場合、所得税及び住民税について、譲渡益を2分の1に圧縮して課税し、
- ウ 損失が生じた場合、所得税及び住民税について、損失を3年にわたり繰り延べて、他の譲渡益から控除する。

(2) 環境体験学習等へ提供された土地・建物に対する非課税措置の創設 【新規】（不動産取得税・固定資産税・都市計画税）

- ア 環境の保全に関する情報の提供を行う展示室などを備える環境体験学習施設、
 - イ 環境保全活動・環境教育推進法に基づく登録を受けた人材育成事業に供する施設、
- について、固定資産税等を非課税とする特例措置を講じる。

4 自然保全の推進

(1) 網・わな猟免許の分割に伴う税率の見直し【新規】（狩猟税）

網・わな猟免許の分割に伴い、それぞれの猟法において捕獲可能な狩猟鳥獣の種類が従前に比べ限定される観点、網及びわなの両方の免許登録を受ける者に対し過度な負担とならないようにする観点等から、それぞれの登録を受ける者の税率を現行の2分の1とする。

(2) 緑化施設に係る課税標準の特例措置【拡充・延長】（固定資産税）

- ア 認定緑化施設に係る固定資産税の特例措置（緑化率規制対象建築物に係る認定緑化施設の課税標準を5年間3分の1（義務付け相当部分を除く。）、緑化率規制対象外建築物に係る認定緑化施設の課税標準を5年間2分の1）の適用期限を2年間延長する。
- イ 地区計画等緑化率条例による制限を受けない緑化重点地区内において緑化施設を整備する建築物のうち、敷地面積が500㎡以上の建築物にまで認定緑化施設の対象を拡充する（現行1000㎡以上）。

5 環境汚染の防止

NOx排出抑制設備、VOC排出抑制設備、指定物質（ベンゼン）回収設備、ダイオキシン類の排出削減設備に係る特別償却措置【延長】（所得税・法人税）

- ア NOx排出抑制設備の初年度100分の16の特別償却措置の適用期限を1年間延長
- イ VOC排出抑制設備の初年度100分の16の特別償却措置の適用期限を2年間延長
- ウ 指定物質（ベンゼン）回収設備の初年度100分の14の特別償却措置の適用期限を2年間延長
- エ ダイオキシン類排出抑制設備の初年度100分の14の特別償却措置の適用期限を2年間延長

6 その他

公益法人への寄付金控除等の特例措置

新たな公益法人制度の下で税制上の優遇措置を講じるに当たって、環境関連の公益法人についても、適切な措置を講じる。